

## ご契約内容のご案内 別紙 (J:COM でんき)

この度は、J:COMサービスをお申し込みいただき、ありがとうございます。

本書は別途お客さまに交付する「ご契約内容のご案内」の「※」印について詳細を説明するものであり、電気事業法第2条の14に基づき交付する書面です。

記載の内容を十分にご確認いただき、「ご契約内容のご案内」とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

### ◆J:COM でんきご加入のお客さま

#### ● J:COM でんきの提供について

- 小売電気事業者である住友商事株式会社（以下、「住友商事」といいます）と弊社との間の取次契約に基づき、住友商事が供給する電気をJ:COM でんきとして供給します。

※J:COM でんきの各契約種別に関する適用条件、料金、割引制度、設置確認、解約その他詳細は、弊社が定める「J:COMでんき 共用部コーポス契約約款」（以下、「本約款」といいます。）のとおりです。

取次事業者	小売電気事業者
商号：株式会社ケーブルネット下関 本店：〒751-0816 山口県下関市棕野町3-25-35 代表者：代表取締役社長 岩尾 克也 電話番号：0120-999-000（9:00～18:00 年中無休）	商号：住友商事株式会社 電話番号：03-6285-3136 電子メールアドレス：sumitomo-kouri-denki@sumitomocorp.com 小売電気事業者の登録番号：A0777 受付時間：9:00～17:00/土・日・祝日、年末年始を除く。

#### ● 月額利用料金について

- J:COM でんきの月額利用料金は、別表 I に記載の「基本料金」もしくは「最低料金」に、「電力量料金」を加え、かつ、「燃料費調整額」、「離島ユニバーサルサービス調整額」および「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものとなります。



- 利用電力量の計量については、一般送配電事業者等が取り付ける計量器の検針結果によるものとします。
- 燃料費調整額は燃料価格の変動に応じて算出され、具体的には別表Ⅲの方式で算定されます。また、燃料費調整額には上限が設定されておりません。
- 離島ユニバーサルサービス調整額は燃料価格の変動に応じて算出され、具体的には別表Ⅳの方式で算定されます。また、離島ユニバーサルサービス調整額には上限が設定されております。ただし、離島ユニバーサルサービス調整額は2024年4月検針分までの利用料金には適用されません。

#### ● 割引適用・割引率について

- ・ 割引を行う際のJ:COM でんきの月額利用料金は、別表Ⅰに記載の「基本料金」もしくは「最低料金」に、「電力量料金」を別表Ⅱの割引率にて算定した金額を加え、かつ、「燃料費調整額」、「離島ユニバーサルサービス調整額」および「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものとなります。  
※利用電力量の計量については、一般送配電事業者等が取り付ける計量器の検針結果によるものとします。
  - ・ J:COM でんきの割引は、J:COM でんきの提供が開始された日から適用となります。
- 料金算定について
    - ・ 毎月弊社がお知らせする前月の検針日（弊社があらかじめお客さまにお知らせした場合は計量日とし、以下同様とします）から当月の検針日の前日までの期間に、一般送配電事業者等が設置した計量器の値に基づき月額利用料金の算出を行います。  
※初回請求は、サービス開始日から初回検針日までの期間となります。
  - ご利用料金について
    - ・ 当月のご請求額は、前々月の検針日（弊社があらかじめお客さまにお知らせした場合は計量日とし、以下同様とします）から前月の検針日の前日までの期間に一般送配電事業者等が設置した計量器の値に基づき算出する金額となります。  
※当月のご請求額を算出するための計量器の値の確認時期によっては、当月分と翌月分以降を合算した請求となる場合がございます。
  - 支払方法および支払時期
    - ・ ご利用料金は、電気切替日の翌月の検針後、弊社指定のお客さまのお支払方法（金融機関の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段をいいます）にてお支払いいただきます。
  - ご契約期間について
    - ・ J:COM でんきのご契約期間は料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までです。お申し出がない限り、同ご契約条件で継続となります。
  - 解約について
    - ・ 解約される場合は、弊社までご連絡ください。解約の手続きをさせていただきます。
    - ・ 解約月のご利用料金は、以下となります。  
解約日までの日割り料金をいただきます。住友商事が一般送配電事業者等から請求を受けた場合、請求を受けた金額を申し受けます。
  - 供給電圧および周波数について
    - ・ 供給電圧は、100ボルト/200ボルトです。
    - ・ 周波数は、お住まいの地域が東北電力エリア、東京電力エリアに該当する場合は、標準周波数50ヘルツ（群馬県安中市の一部のみ60ヘルツ）、お住まいの地域の地域が関西電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリアに該当する場合は、標準周波数60ヘルツです。
  - お客さま側の保安などに関するご協力について
    - ・ 一般送配電事業者等の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等についてご協力をお願いします。
    - ・ 一般送配電事業者等の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむをえない場合、または需給上・保安上必要な場合、お客さまの電気の使用の制限・中止にご協力をお願いします。

- ・ お客さまの土地または建物に、弊社、一般送配電事業者等および住友商事が業務上必要とされる場合に立ち入ることにご承諾をお願いします。
- ・ 一般送配電事業者等が実施する託送供給の停止に伴い、お客さまの電気設備に適切な処置を行う場合、必要に応じてこれにご協力をお願いします。
- ・ お客さまが引込線、計量器等その他需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがあると認めた場合、またはお客さまの電気工作物に異状・故障があり、それが一般送配電事業者等の電気工作物に影響を及ぼすおそれがある場合、速やかに一般送配電事業者等にご連絡をお願いします。
- ・ お客さまが一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめ、その内容を一般送配電事業者等にご連絡をお願いします。
- ・ お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を一般送配電事業者等または登録調査機関にご連絡をお願いします。また一般送配電事業者等が法令に定められた調査を行う際には、必要に応じて配線図のご提示などご協力をお願いします。なお、その他の詳細は本約款第5章（使用および供給）および第7章（供給方法、工事および工事費の負担）をご参照ください。

#### ● その他注意事項について

- ・ お客さま宅の計量器がスマートメーターでない場合は、順次、一般送配電事業者等がスマートメーターへの取替工事を行っており、その費用については、一般送配電事業者等の負担となります。
- ・ J:COM でんきにおいて、お客さまのご希望される契約種別・契約プランまたは電気設備の状況により、お客さまご自身で電気設備等の交換もしくは工事を手配していただき、必要な費用の負担をしていただく場合がございます。工事費の負担の詳細については、本約款第39条及び第43条をご参照ください
- ・ J:COM でんきのサービス開始日から1年未満で、かつ、契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合は、サービス変更手数料3,000円（税込 3,300円）が発生いたします（J:COM でんきのサービス開始日から1カ月以内に契約容量の変更をお申し出である場合を除く）。また、J:COM でんきの契約種別・契約プランを変更された日から1年未満で、かつ、契約容量の減少を伴う契約種別・契約プランに変更される場合は、サービス変更手数料3,000円（税込 3,300円）が発生いたします。
- ・ J:COM でんきの提供開始後は、弊社は毎月の検針票（電気料金明細内訳書）を発行いたしませんので、料金明細内訳の確認は「MY J:COM お客さま情報ページ」をご覧ください。紙面で料金明細内訳の発行をご希望の場合は、月額150円（税抜）にて発行いたします。
- ・ J:COM でんきへの切替月は、お申し込み前にご利用の他の小売電気事業者、および弊社の双方から請求が行われる場合があります。
- ・ お客さまのお申し出による解約、弊社からの契約の解除の後は、お客さまご自身で他の小売電気事業者へ電気のご契約に関するご連絡、お手続きをお願いいたします。手続きが行われず、無契約となった場合は、電気の供給がとまる場合がございますので、ご注意ください。
- ・ 以下の場合、弊社より事前にお知らせの上、サービス提供の停止や契約の解除をすることがございます。詳細は本約款第40条をご参照ください。

- 1) ご利用料金または各種料金のお支払いを延滞した場合。
- 2) 集合住宅での導入契約が終了した場合。
- 3) 加入契約約款に定める事項に反する行為があった場合。

※弊社業務遂行上、著しい支障がある場合は事前の催告なしでサービスの停止および契約の解除を行う場合があります。

- ・ 本サービスは中国電力ネットワーク株式会社の電力線を利用するため、近隣の停電、計画停電、その他天災地変、保安点検の実施、故障時などやむをえない場合は本物件も停電いたします。

- ・ 以下の場合、一般送配電事業者等は、お客さまへ電気の供給を停止することがございます。
  - 1) 不正に電気を使用された場合
  - 2) 一般送配電事業者等の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - 3) 本約款に定める事項に反する行為があった場合
- ・ 一般送配電事業者等から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、住友商事が接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、お客さまとの契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

【別表 I】料金表

●a 従量 A

		単位	2024年4月検針日の前日 までの料金(税込)	2024年4月検針日 以降の料金(税込)	
最低料金(月額)		最初の15kWhまで	1契約	712.67円	759.68円
電力量料金	第1段階料金	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	32.83円	32.75円
	第2段階料金	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	39.51円	39.43円
	第3段階料金	300kWhを超えたもの	1kWh	41.63円	41.55円

●a 従量 B \*1

		単位	2024年4月検針日の前日 までの料金(税込)	2024年4月検針日 以降の料金(税込)	
基本料金(月額)		1kVA	431.90円	447.97円	
電力量料金	第1段階料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.14円	30.06円
	第2段階料金	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36.23円	36.15円
	第3段階料金	300kWhを超えたもの	1kWh	38.10円	38.02円

●a 低圧電力 \*1

		単位	2024年4月検針日の前 日までの料金(税込)	2024年4月検針日 以降の料金(税込)
基本料金(月額)		1kW	1147.85円	1163.92円
電力量料金	夏季料金	1kWh	26.98円	26.80円
	その他季料金	1kWh	25.69円	25.51円

\*1 全く電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

【別表Ⅱ】割引率

●a 従量メニュー

契約種別：「J:COM でんき 共用部コース a 従量 A」・契約プラン：6kVA 未満

契約種別：「J:COM でんき 共用部コース a 従量 B」・契約プラン：6kVA～50kVA 未満（1kVA 単位）

<共用部コース A コースまたは B コースの場合>

電力量料金	第 1 段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) × 0.5%割引
	第 2 段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) × 1%割引
	第 3 段階料金	(電力量料金単価相当×利用量) × 3%割引

●a 低圧電力

<共用部コース A コースの場合>

電力量料金	(電力量料金単価相当×利用量) × 3%割引
-------	------------------------

<共用部コース B コースまたは C コースの場合>

電力量料金	(電力量料金単価相当×利用量) × 1%割引
-------	------------------------

【別表Ⅲ】

燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{円}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、a従量Aの契約者については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ a従量A

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

ロ a従量A以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

【別表Ⅳ】

離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300 \text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{円} - 79,300 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間

毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

## ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、a 従量Aの契約者については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

### (2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

#### イ a 従量A

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	1厘

#### ロ a 従量A以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

内容現在 2024年4月11日